

広島県告示第六百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	指定年月日
	名称	ひばり訪問介護センター			